

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る厳守事項

- 1 当該事業所指定を受けた場合、門真市の計画相談支援の進捗状況を踏まえ、市の方針に協力実施すること。
  - 2 当該事業所指定を受けた後は、市及び他の特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携すること。
  - 3 門真市が委託する障害者相談支援事業所（相談支援センター・ジェイエス、あん）と特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が定期的実施する「相談支援事業所連絡会」に出席し、計画相談支援及び相談支援のスキルアップや各事業所との情報交換等を行うこと。
  - 4 指定を受けた特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が属する法人等の利用者以外のサービス利用者児についても計画の作成対象とすること。
  - 5 市に対しサービス費の請求をする場合は、請求月の前月 20 日までに障がい福祉課に以下の必要書類を提出すること。
    - (1) サービス等利用計画費
      - ① サービス等利用計画案
      - ② サービス等利用計画案（週間）
      - ③ 申請者の状況（基本情報）
      - ④ 申請者の状況（基本情報）（週間）
      - ⑤ サービス等利用計画
      - ⑥ サービス等利用計画（週間）
      - ☆⑦ モニタリング報告書
      - ☆⑧ 継続サービス等利用計画（週間）
- ☆については、更新月に①～⑥と合わせて提出してください。
- (2) モニタリング費
    - ① モニタリング報告書
    - ② 継続サービス等利用計画（週間）